第１章　保存活用計画策定の目的と経緯

１－１　保存活用計画策定の目的

鳥取県琴浦町は、古代律令国家の時代には伯耆国の中央部に位置する八橋郡※という地方行政単位に属していた。斎尾廃寺跡は、その八橋郡域の東寄り、現在の琴浦町大字槻下字上斉尾の丘陵地に位置する、白鳳期（７世紀後半）創建の古代寺院跡である。西に塔、東に金堂、北に講堂を配した法隆寺式の伽藍配置をとる。金堂と塔の基壇は礎石を含めて遺存状態が良好であり、昭和10年(1935)に主要伽藍の範囲（伽藍地※）の一部が国の史跡に指定された。さらに昭和27年には、わが国におけるこの時代の寺院跡として、きわめて保存状態が良く学術的価値が特に高いことから、特別史跡に指定されている。

この斎尾廃寺跡と谷を隔てた東方約350m、琴浦町大字槻下字大高野ほかの丘陵上には大高野遺跡が存在する。昭和56年以降の数次にわたる発掘調査によって、溝で長方形に囲まれた敷地内から、７世紀末から９世紀にかけての多数の総柱高床倉庫跡などが確認された。その倉庫群は、規模が大きいことや、掘立柱から礎石建ちへの建て替えや整然とした建物配置が認められることなどから、ここが八橋郡衙（郡家）の正倉院※にあたる可能性が高いことが判明した。郡衙とは各郡内を統治する郡役所のことで、租税などとして徴収した稲を主とする穀物を収納保管した正倉、政務や儀式などを行う中枢施設である郡庁、公務で往来する役人などが宿泊する館、役人らへの食事供給の実務をになった厨家、そのほかの実務をになう部署などで構成されていた。大高野遺跡では、そのうちの正倉地区（正倉院）の全体像が把握できる遺跡として重要性が認識されるようになり、古代律令国家の地方支配の実態を具体的に知るうえで重要な遺跡であるとして、上記の長方形区画を主とする範囲が平成26年(2014)に大高野官衙遺跡の名称で史跡に指定された。

上記の特別史跡斎尾廃寺跡の指定地に隣接した地区には、斎尾廃寺の維持経営施設などが設けられた付属院地※が広がっており、史跡大高野官衙遺跡の周辺には八橋郡衙の正倉以外の諸施設が存在していたとみられる。さらに、これら両史跡（以下、特別史跡斎尾廃寺跡及び史跡大高野官衙遺跡の両者を指して両史跡と表記する場合がある）周辺の地域には、斎尾廃寺や八橋郡衙がこの地に設けられた背景やその後の歴史の流れを物語る歴史文化遺産等が分布しており、良好な農地景観も広がっている。両史跡の歴史的価値を高め、より有効な活用を図るためには、それらの歴史文化遺産や周辺景観などとの連携も欠かせないことから、本計画では、それらをも視野に入れて、両史跡と結びつけた活用の方法や景観保全のあり方についても提言することにしたい。

本保存活用計画は、琴浦町のまちづくりの将来目標である「みんなが輝く住みよいまち ～ひと・自然・歴史が紡ぐコトウライフ～」の実現を目指す施策の一つともなるものである。なお、両史跡は琴浦町を代表する農業生産地帯にあることから、本計画は農業関連計画等とも調整しながら進めるものとする。

※八橋郡：現在は「やばせ」とよむ。平安時代中期に作られた『和名類聚抄』では、八橋郡・八橋郷の訓を「夜波志」「也八之」としており、当時は郡名・郷名ともに「やはし」と呼んだと思われる。「やばせ」と呼ぶようになった時期は不明である。

※伽藍地：塔や金堂、講堂などで構成される寺院の中心部分のこと。

※正倉院：正倉は、高床の倉庫である「倉」と揚床もしくは平地床の倉庫である「屋」からなり、収納物により穎倉、穂倉、粟倉、穎屋などに区別される。これら正倉が建てられた地区は正倉院と呼ばれる。

※付属院地：寺務を取り扱う政所院や大衆院、倉を設けた倉垣院など、寺院経営の諸施設が置かれた地区のこと。

１－２　保存活用計画策定の経過

1-2-1　委員会の設置

特別史跡斎尾廃寺跡及び史跡大高野官衙遺跡の保存活用計画を策定するにあたって、琴浦町教育委員会では学識経験者や地域住民代表からなる「特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会」を設置し、文化庁及び鳥取県の指導のもと、審議を重ね、委員会の指導・助言を経て本計画書を策定した。なお、当初は専ら史跡大高野官衙遺跡の保存・活用を検討することを目的として「大高野官衙遺跡保存・活用基本計画検討委員会」を設置したが、第１回委員会開催時において、史跡大高野官衙遺跡と隣接しかつ密接に関わる特別史跡斎尾廃寺跡も含めて一体的な保存活用計画を検討することが望ましいとの指導があり、委員会の設置要綱を改正し、第３回委員会から冒頭の委員会へと名称を変更し、両史跡の保存活用計画を策定することにした。

■　特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会名簿

	氏　　名	所　属（職　名）	備　　考
委 員 長	山中　敏史	奈良文化財研究所 名誉研究員	考古学
副委員長	大橋　泰夫	島根大学法文学部 教授	考古学
副委員長	名越　　勉	倉吉文化財協会 名誉会長	考古学
委　　員	内田　和伸	奈良文化財研究所 遺跡整備研究室長	遺跡整備
	眞田　廣幸	倉吉文化財協会 会長	考古学
	岩田　　弘	町文化財保護審議会 会長	文化財保護
	米村　勝利	白鳳の郷地域活性化協議会 会長	地域代表
	山﨑　　肇	槻下地区代表者	地域代表
助 言 者	浅野　啓介	文化庁記念物課（史跡部門）調査官	
	君嶋　俊行	鳥取県教育委員会事務局文化財課歴史遺産室 係長	
	北　　浩明	鳥取県教育委員会事務局文化財課歴史遺産室 文化財主事	
	中原　　斉	鳥取県埋蔵文化財センター 所長	
行政関係	小泉　　傑	琴浦町商工観光課 課長	平成27年度まで
事 務 局	小林　克美	琴浦町教育委員会 教育長	
	戸田　幸男	琴浦町教育委員会事務局社会教育課 課長	平成28年度まで
	大谷　浩史	琴浦町教育委員会事務局社会教育課 課長	平成29年度から
	池口　由美子	琴浦町教委委員会事務局社会教育課 課長補佐	
	野口　良也	琴浦町教委委員会事務局社会教育課 課長補佐	平成29年度から
	大賀　靖浩	琴浦町教育委員会事務局社会教育課 主査	平成28年度まで
	荒井　　猛	琴浦町教育委員会事務局社会教育課学芸文化係 主任	平成27年度まで
	池本　康恵	琴浦町教育委員会事務局社会教育課学芸文化係 主事	
	下村　嘉輝	琴浦町教育委員会事務局社会教育課学芸文化係 主事	
ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ		(株)空間文化開発機構	

■　特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱

（平成27年６月23日教育長決裁）
（平成28年２月15日教育長決裁）

（目的）
第１条　特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡の実態把握のための調査や保存活用計画を策定するため、特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会を設置する。

（組織）
第２条　委員会は、10名以内で組織する。
２　委員は、琴浦町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。
３　事務局は教育委員会事務局社会教育課に置く。

（委員長及び副委員長）
第３条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は教育長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
３　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）
第４条　委員会の開催は、教育長が召集し、委員長が議長となる。
２　委員長は必要と認めるときは、委員以外の者の出席を教育長に依頼することができる。

（専門委員）
第５条　委員会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、教育長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（庶務）
第６条　委員会の庶務は、事務局において処理する。

（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則
１　この要綱は、平成27年６月23日から施行する。
２　この委員会はその目的を達成したときに解散し、この要綱は同時に効力を失うものとする。
３　この要綱は、平成28年３月１日から施行する。

平成28年琴浦町要綱

大高野官衙遺跡保存・活用基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

第１条　大高野官衙遺跡保存・活用基本計画検討委員会設置要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱 （目的） 第１条　特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡の実態把握のための調査や保存活用計画を策定するため、特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会を設置する。	大高野官衙遺跡保存・活用基本計画検討委員会設置要綱 （目的） 第１条　大高野官衙遺跡保存活用基本構想を基に大高野官衙遺跡を保存・活用する方策について具体的に検討するため、大高野官衙遺跡保存活用基本計画検討委員会を設置する。

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この要綱は、平成28年３月１日から施行する。

1-2-2　審議等の経過

日　時	委員会等	検討・報告事項等
平成27年(2015) ８月６日	第１回委員会 （大高野官衙遺跡保存・活用基本計画検討委員会）	◇委員長・副委員長選出 ◇議事 〇大高野官衙遺跡の概要について 〇大高野官衙遺跡保存・活用基本構想の概要について 〇今後の検討内容について 〇特別史跡斎尾廃寺跡も含めた保存活用計画の策定の必要性について
平成28年(2016) ２月26日	第２回委員会 （大高野官衙遺跡保存・活用基本計画検討委員会）	◇報告事項 〇前回指導内容の確認 〇委員会設置要綱の改正・委員会名称変更について 〇下斉尾１号遺跡について ◇議事 〇測量等委託内容について 〇保存活用計画の基本方針について 〇史跡の本質的価値について　他
平成28年(2016) ７月27日	第３回委員会	◇報告事項 〇測量成果について ◇議事 〇計画の対象範囲の設定について 〇両史跡の概要について
平成28年(2016) 10月19日	第４回委員会	◇報告事項 〇下斉尾１号遺跡（Ａ地区）発掘調査報告書の刊行について ◇議事 〇史跡及び周辺の現況と課題 〇史跡の本質的価値について　他
平成28年(2016) １～２月	住民意向調査	両史跡周辺在住の住民（琴浦町槻下・中尾・金屋・上伊勢）100名への史跡の保存活用についてのアンケート調査の実施
平成29年(2017) ３月13日	第５回委員会	◇報告事項 〇アンケート調査結果について ◇議事 〇第６章までの内容の確認 〇保存活用の大綱・基本方針（第７章）、保存管理（第８章）について
平成29年(2017) ７月６日	第６回委員会	◇報告事項 〇地元説明会の実施報告 ◇議事 〇第７章までの内容の確認。保存活用の整備目標等の再検討 〇保存管理（第８章）について。地区区分の一部見直し、史跡隣接地区の開発行為等への対応等 〇活用・整備（第９章）について
平成29年(2017) ９月29日	第７回委員会	◇報告事項 〇斎尾廃寺跡（包蔵地）における農地用途変更について ◇議事 〇第７章までの内容の確認 〇第８章～第11章（保存管理、活用・整備、運営・体制の整備、事業計画と経過観察）の内容検討
平成29年(2017) 12月21日	第８回委員会	◇報告事項 〇パブリックコメント実施報告 ◇議事 〇保存活用計画書の全章の内容確認

1-2-3　保存活用計画策定の流れ

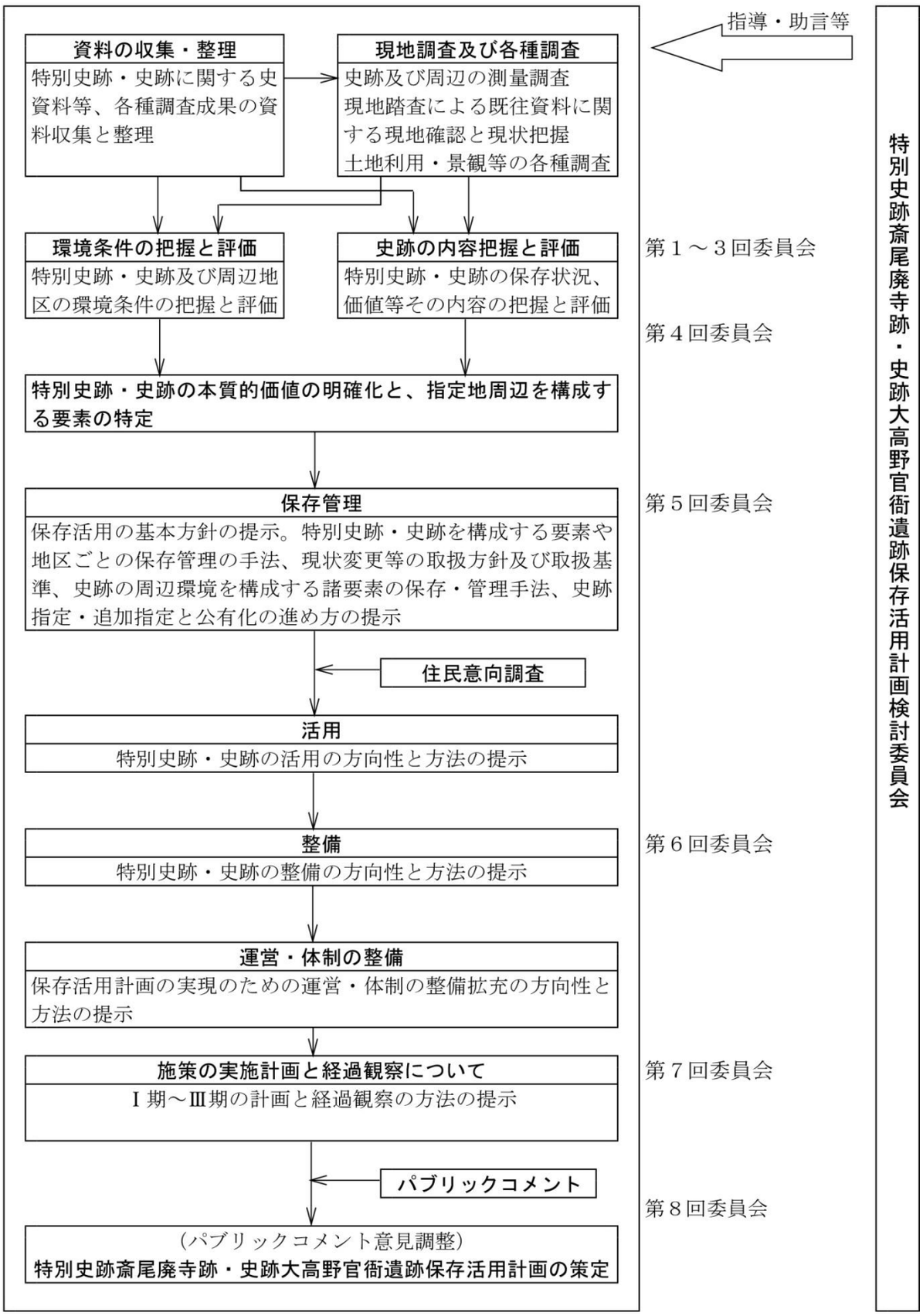

１－３　計画の対象範囲と期間

1-3-1　計画の対象範囲

本計画の直接の対象範囲は、特別史跡斎尾廃寺跡及び史跡大高野官衙遺跡の指定地である。ただし、冒頭でも述べたように、特別史跡斎尾廃寺跡の指定地は伽藍地の一部に限られており、斎尾廃寺の寺院地※の範囲（寺域）は特別史跡指定地外にも広がっている。また、史跡大高野官衙遺跡に近接した地区にも正倉以外の八橋郡衙の主要な施設の遺構が分布している可能性が高い。したがって、本計画では両史跡指定地に隣接する地区（以下、史跡隣接地区と呼ぶ）（図1-1参照）も対象とし、寺院・官衙関連の重要遺構（主に８－３各地区の構成要素で掲げる主要な価値を構成する諸要素とする）が検出された場所については、追加指定等の保存策をとることも考慮に入れて、適切な保存活用の方向性を示すものとする。特に斎尾廃寺についてはこれまでの調査で寺院地の範囲がほぼ確認されていることから、少なくともその範囲については、できるだけ早い段階で追加指定すべき対象地として位置づけ、保存管理等の具体的な措置についても定めるものとする。

また、両史跡が位置する琴浦町東端部の槻下地区やその西側の上伊勢地区（図1-2参照）などには、斎尾廃寺や八橋郡衙の成立の背景、それらが存続した当地域の社会状況、それらの廃絶後の歴史的変遷などを探るうえで重要な遺跡等の歴史文化遺産が分布しており、また良好な農地景観等も広がっている（以下、この両史跡や史跡隣接地区以外の周辺の地域を史跡周辺地域と呼ぶ）。さらに、古代の八橋郡に相当する地域（八橋郡地域と呼ぶ）や伯耆国に含まれる地域（伯耆国地域と呼ぶ）にも斎尾廃寺や八橋郡衙と関連する歴史文化遺産等がある。こうした史跡周辺地域や八橋郡地域・伯耆国地域に所在する歴史資源等とも関連づけることによって、両史跡の歴史的意義についての理解が深まり、より有効な活用を図ることも可能となる。したがって、本計画では、それらの歴史文化遺産等と両史跡とを広域的に連携させた活用や、史跡周辺地域の良好な農地景観の保全・活用のあり方についても視野に入れた検討をすすめることとする。

※寺院地：伽藍地と付属院地を合わせた寺院空間のこと。寺域、寺地とも称する。

1-3-2　計画の期間

本計画は、平成27年度(2015年度)より平成29年度にかけて検討し策定したものである。計画の実施は、平成30年度を初年度とし、以後、20年間ほどを実施期間の目安とする。ただし、両史跡を保存し後世に伝えるという本計画の基本方針は、この期間を超えて永続的に引き継がれていくべきものである。なお、本計画実施期間においても、保存管理や整備・活用の進捗状況等を考慮し、必要に応じて見直し・改定を行うこととする。

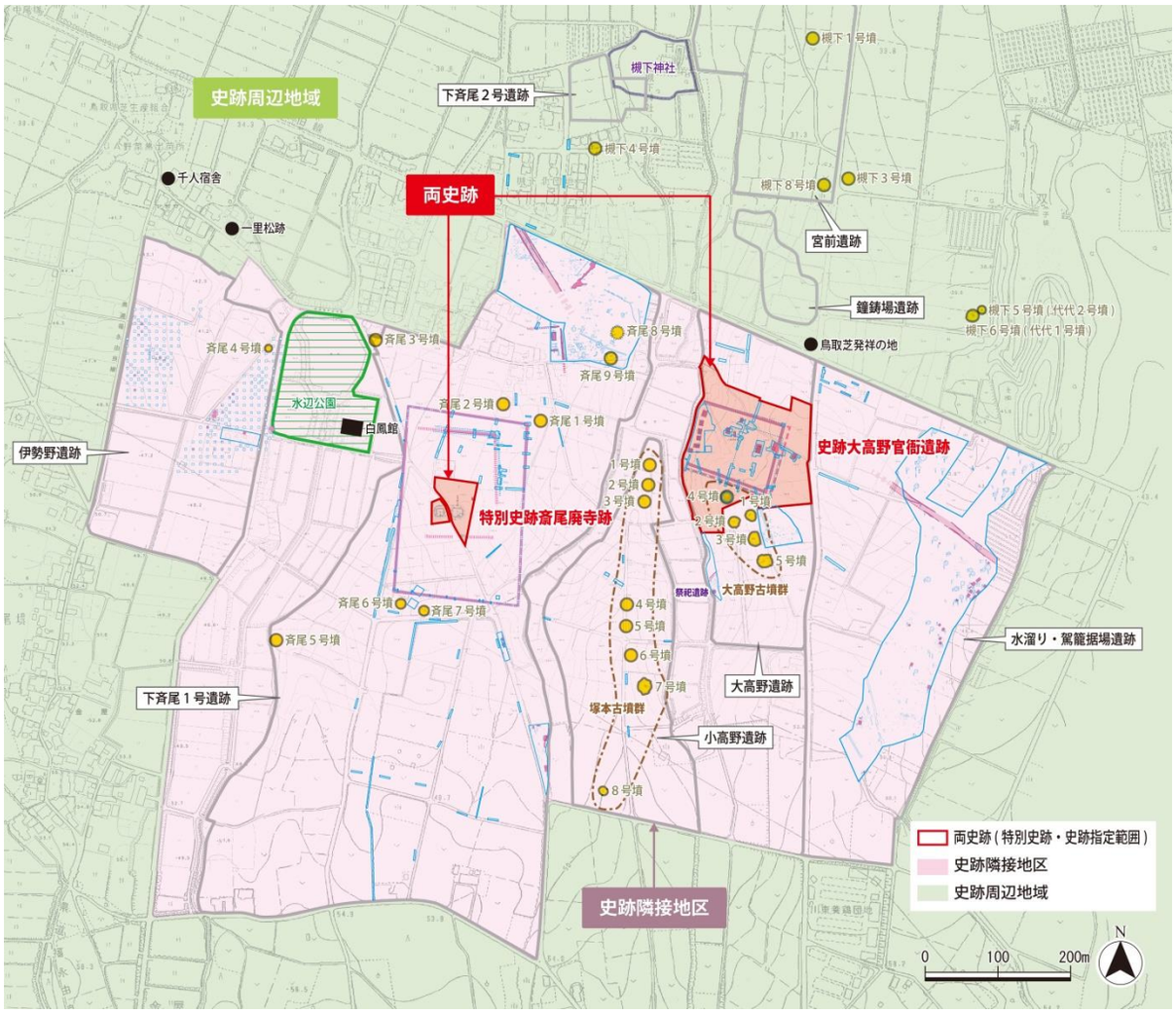

※両史跡（31,126㎡）と史跡隣接地区を合わせた面積は約94.5haとなる。

図 1-1　両史跡指定地と史跡隣接地区・史跡周辺地域に分布する遺跡群

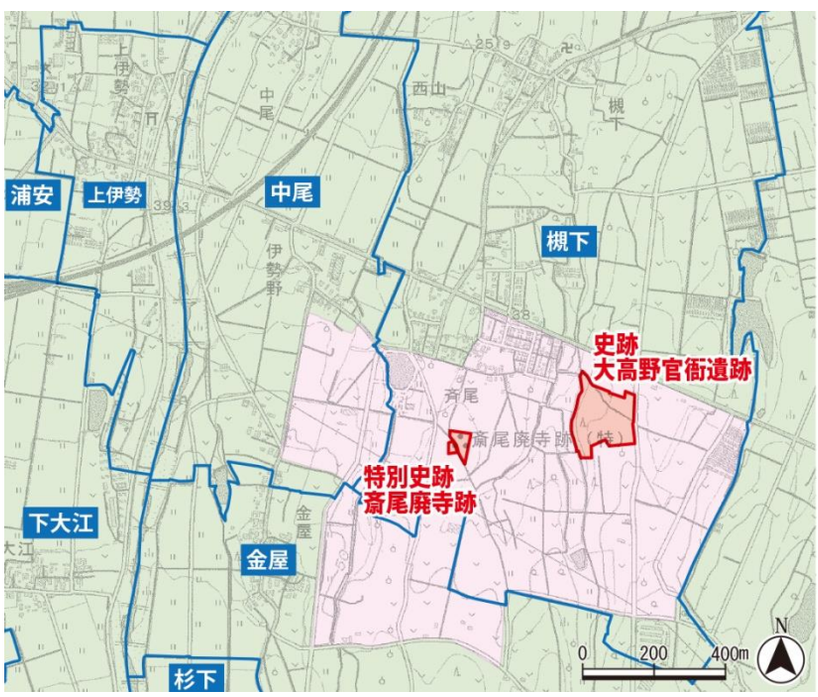

図 1-2　史跡周辺の大字